

玉村町地域福祉活動計画

令和7年度～令和10年度

～ 町民が寄り添い、支えあう町づくりの実現 ～



令和7年3月



社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会

1 地域福祉活動計画策定の趣旨

(1) 地域福祉活動計画の策定の意義について

① 地域福祉活動計画とは何か

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。

「日頃のちょっとした困りごとに手助けが得られない」「相談する相手がいない」といった人が増え、支援を必要としながら社会的に孤立して助けを求められずに、課題が深刻化、複雑多様化しています。周囲の人のちょっとした手助けで解決できることも少なくありません。課題の解決を目指すためには、地域が一体となって取り組む必要があり、地域福祉の推進は欠かせないものとなります。

地域福祉を推進するためには、地域住民、団体、区長会、民生委員児童委員協議会、福祉関係機関、行政等、地域に関わりのある主体が、互いを尊重しながら、解決を目指して取り組み、地域をより良いものにしていこうとする「互助」の考え方が不可欠です。

② 何のために地域福祉活動計画を策定するのか

町に暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分たちの地域について考え、みんなで「福祉のまちづくり」を進めていくため、地域福祉の推進を目的とする行動計画として策定します。

一人一人の住民が当たり前の地域生活が送れるように支援していく、その仕組みづくりをすることが地域福祉の課題となる。



地域で暮らす人や各種団体・グループ・組織、社会資源等が世代や分野を超えてつながりあって、住民一人ひとりの生活に向き合い、地域を共につくっていくことが重要となる。



地域福祉活動計画の策定

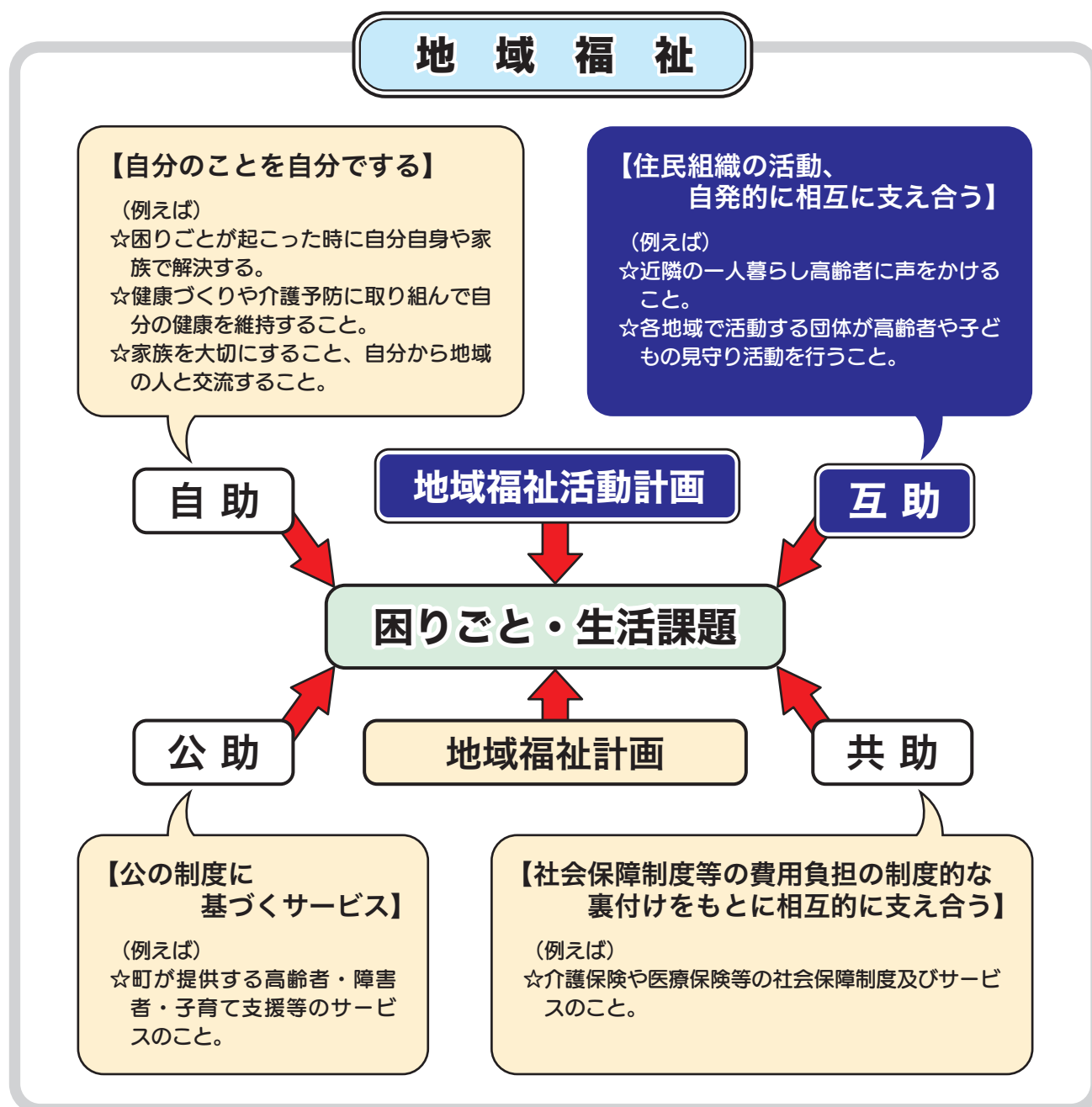
(2) 地域福祉の目標・方向性

① 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域住民それぞれが役割を持ち、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

② 地域福祉が目指すもの

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自分のことを自分でする「自助」、住民組織の活動、自発的に相互に支え合う「互助」、社会保険制度等の費用負担の制度的な裏付けをもとに相互的に支え合う「共助」、公のプランに基づく「公助」を組み合わせ、すべての人々を社会的孤立や排除等から援護し、地域生活を支えることを目指します。



2 地域福祉活動計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
			点検・評価・見直し

3 地域福祉活動計画の体系

基本理念	町民が寄り添い、支えあう町づくりの実現
基本目標	1 町民の「思い」・「活動」を地域福祉に活かす
基本施策	(1) 地域福祉活動の啓発を促進する ①地域共生社会を実現させるための地域福祉活動の情報発信 ②地域福祉の理解促進をはかる (2) 町民を主体とした担い手をつくる ①町民が地域福祉活動の担い手である意識を高める ②地域で活躍する人材の育成に取り組む (3) 地域に根差した活動を推進する ①町民主体の地域福祉及びボランティア活動の推進 ②企業・団体等による社会貢献活動を拡充する
基本目標	2 住民同士が交流し、助けあい、支えあう地域をつくる
基本施策	(1) 地域における交流の場をつくる ①住民同士の交流機会の創出及び活動の活性化 ②参加意欲のある町民を地域福祉活動に導く ③地域住民の協力を得た地域コミュニティの形成 (2) 地域住民の支えあい活動の体制をつくる ①支えあいの意識を醸成する取り組み ②地域福祉に関する広報・啓発活動、教育・学習への協力 (3) 地域福祉関係者及び活動団体との連携づくり ①地域福祉関連情報の共有 ②地域住民や地域福祉活動団体とのネットワークの構築と活動支援
基本目標	3 町民の安全で安心した暮らしのためのまちをつくる
基本施策	(1) 福祉サービスの適切な情報の提供 ①福祉サービス関連情報の発信と福祉サービスの利用につながる適切な対応 ②専門機関との連携による専門性の高い情報の提供 (2) 町民の人権が尊重される体制づくりを強化する ①身近で適切な相談支援体制の充実 ②相談機能の専門性の強化・関係機関との連携強化 (3) 町民の安全・安心の暮らしを実現する ①防災・防犯に対する意識を高める ②地域の防災体制・防犯環境の整備・強化

4 地域福祉活動計画 具体的取組（事業内容）

地域福祉活動計画の体系		具 体 的 取 組	
		町 民	社 協
基本理念	町民が寄り添い、支えあう町づくりの実現		
基本目標	1 町民の「思い」・「活動」を地域福祉に活かす		
活動目標	(1) 地域福祉活動の啓発を促進する		
	①地域共生社会を実現させるための地域福祉活動の情報発信	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員 経験者 役職在任中に得た町内の地域福祉の活動状況や事例、社会福祉に関するニュースや情報等を各地域の会議や研修会、会合等の場で発信しましょう。	社協広報・ホームページ 「地域共生社会づくり」を実現させるため、地域住民がその人に応じた役割を持ち、地域の支援機関・団体等とつながりながら、支えあえるよう、地域福祉の活動状況・社会福祉に関する情報等を広く広報し、町民の福祉への理解と関心を高めます。
			役員・評議員 地域の福祉ニーズが多様化・複雑化する傾向にある中、地域住民・各種団体のつなぎ役として、地域福祉に関する情報の共有や提供・発信し、地域福祉発展の中核的な担い手として活動します。
	②地域福祉の理解促進をはかる	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員 経験者 町内の地域福祉の活動状況や事例、社会福祉に関するニュースや情報等を身近な地域の人に伝えましょう。	社協広報・ホームページ 町民の地域福祉への理解と関心が高められるよう、広報誌やホームページ等を活用し、町内の地域福祉の活動状況や社会福祉に関するニュースや最新情報等を掲載します。
(2) 町民を主体とした担い手をつくる			
	①町民が地域福祉活動の担い手である意識を高める	各区・町内会・自主防災組織 各地区ボランティア・ボランティアグループ 挨拶・声かけ・回覧板等の手渡し、住民参加型の在宅福祉サービス、健康づくり、環境美化等を通して、地域・近隣とのつながりや結びつきの必要性を高め、町民それぞれのその活動が地域福祉に直結していることを認識し、各自が担い手として活躍できる人材であることを実感しましょう。	長寿会連合会 高齢者の仲間づくり、健康づくり、世代間交流、環境美化等、地域福祉活動に幅広く参加していただき、担い手である意識を高めていきます。
		小中学生・高校生・大学生 福祉体験学習、ボランティア活動、あいさつ運動等を通して培った知識や経験を活かし、自分のできる範囲内で活動することが「人を幸せにする」「共に生きる」「よりよく生きる」ことにつながることを体感しましょう。	ボランティア連絡協議会 住民参加型の在宅福祉サービス、健康づくり、世代間交流、環境美化等、各地区・町の地域福祉活動に幅広く参加していただき、担い手である意識を高めていきます。

		特別賛助会員・民間企業・協力団体 企業等の社会貢献による地域福祉活動への経済的支援・救援物資等の支援・人的支援を通して、「やさしい社会をつくる一員」である意識を高めましょう。	ボランティアセンター 町の地域福祉活動に参加する機会を提供し、自分が得意とする分野のボランティア活動に従事することにより、各自が担い手である意識を高めていきます。
	②地域で活躍する人材の育成に取り組む	各区・町内会・自主防災組織 各地区ボランティア・ボランティアグループ 町内清掃・環境美化活動・防災活動・ボランティア活動等を通して、地域コミュニティ機能を活性化し、地域・近隣とのつながりや結びつきを感じ、活動に賛同していただける人材の育成に取り組みましょう。	長寿会連合会・ボランティア連絡協議会 高齢者の仲間づくり、健康づくり、世代間交流、環境美化・住民参加型の在宅福祉サービス等、地域福祉活動に幅広く参加し、会の存在意義・魅力を周知し、活躍する人材の育成に努めます。 ボランティアセンター 町の地域福祉活動に、町民各自が得意分野とするボランティア活動に参加し、満足感や達成感が得られ、活動の意義・地域福祉の重要性、魅力ある活動であることを周知し、人材の育成に努めます。
	(3) 地域に根差した活動を推進する		
	①町民主体の地域福祉及びボランティア活動の推進	各区・町内会・自主防災組織・各地区ボランティア・ボランティアグループ 各地域の町民が主体となり、様々な行事やボランティア活動を展開し、自分たちで地域福祉を作り上げていることを実感し、その活動が各地域に根差した活動になるよう推進していきましょう。 小中学生・高校生・大学生 福祉体験学習、災害ボランティア活動、環境美化活動等を通して、自分が社会で他の人達の役に立つ存在であることを実感するとともに、共感できる仲間づくりを広げましょう。	ボランティア連絡協議会 各地域でその地域の実情に応じた活動を展開し、町民主体の地域福祉活動及びボランティア活動につなげ、自分の知識や技術を活かしていただきます。 ボランティアセンター 町民各自が得意とするボランティア活動に特化し、特有なニーズに対応できる専門性をもった地域福祉活動につなげます。 また、福祉への関心を深め、自分たちのことを目的に、学校と連携した福祉体験や講演会の実施に加え、町民とともに地域福祉への理解と関心を高められるよう、福祉に関する教育の場を提供します。
	②企業・団体等による社会貢献活動を拡充する	特別賛助会員・民間企業・協力団体 経済的支援・救援物資等の支援・人的支援・ボランティア活動等を継続し、企業等の社会貢献活動を地域福祉活動に広げていきましょう。	社協広報・ホームページ 企業・団体による経済的支援・救援物資等の支援・人的支援・ボランティア活動等、社会貢献活動を広報・ホームページに掲載し周知することにより、協力していただける企業・団体の拡充をはかります。

基本目標	2 住民同士が交流し、助けあい、支えあう地域をつくる	
活動目標	(1) 地域における交流の場をつくる	
①住民同士の交流機 会の創出及び活動 の活性化	各区・町内会・自主防災組織 各地区の行事やイベント等 各地区ボランティア・ボランティアグループ 地域住民の納涼祭や世代間交流行事、防災活動に関する行事、高齢者を対象とした茶話会・ふれあいサロン等を重ね、出会いのきっかけ、ご近所との顔合わせ等、コミュニケーションをはかる場として、全世代のさまざまな人と人がつながれる機会をつくり、有意義な時間にしていきましょう。	長寿会連合会 高齢者の仲間づくりと健康づくり、地域の環境美化、世代間交流等、幅広く地域貢献活動に取り組んでいきます。
	各地区長寿会 各地区長寿会が独自で開催するスポーツ大会・社会奉仕活動・レクリエーション等の活動による高齢者と各世代の方々が交流できる機会をつくりましょう。	ボランティア連絡協議会 各地区において、地域住民が交流できる行事やイベント等を通して、地域に根差したボランティア活動を展開していきます。
	各地区子ども会育成会 通学時の見守りやあいさつ運動、通学路点検、ラジオ体操、資源物回収、世代間交流等を通して、地域の子育て支援から生まれる様々な世代の人がつながることのできる地域をつくりましょう。	
②参加意欲のある町 民を地域福祉活動 に導く	各区・町内会・自主防災組織 各区や地域で開催する会合や行事に参加していただいた方々に、地域の魅力や人とのつながりの大切さを理解していただき、その趣旨に賛同していただける方を増やしていきましょう。	長寿会連合会・ボランティア連絡協議会 ボランティアセンター・シルバー人材センター 地域に根差した社会奉仕活動や地区行事等の開催時に、様々な役割や担当に携わり協力していただいた方々とつながりを継続し、引き続き地域福祉活動に協力していただけるよう取り組んでいきます。

	③地域住民の協力を得た地域コミュニティの形成	各区・町内会・ご近所付き合い（向こう三軒両隣） 各地区ボランティア・ボランティアグループ あいさつ運動・声かけ運動・回覧板の手渡し・世代間交流等、お互いに気をかけあい、ご近所のちょっとした変化や困りごと、災害時等の互助活動につながるよう、日頃からコミュニケーションをはかり、「困った時はお互いさま」と思える人間関係を構築しましょう。 各地区の行事やイベント等 各地区で開催される納涼祭やスポーツ大会、伝統行事等を通して、地域社会のつながりや結びつきの必要性を認識し、地域住民のコミュニケーションがはかれるよう、各地域で自発的に行事やイベントを開催できるよう取り組んでいきましょう。	生活支援体制整備事業 在宅福祉サービスの充実した町を目標に掲げ、地域住民・各種関連団体やグループ、行政・地域包括支援センター等と連携を一層強化し、みんなの力を終結し、「お互いに支え、助け合える地域づくり」の形成に取り組めます。また、生活支援コーディネーターが各地域に出向き、地域課題の解決に向け積極的に事業に取り組んでいきます。
（２）地域住民の支えあい活動の体制をつくる			
	①支えあいの意識を醸成する取り組み	各区・町内会・ご近所付き合い（向こう三軒両隣） 日頃から、あいさつ・声かけ・回覧板の手渡し等を通して、「困った時は、おたがいさま」と思える人間関係を構築していただき、お互いに支え合う意識をつくりましょう。 自主防災組織 地域住民の協同・共助・相互扶助の考え方に基づき、自主的な防災活動を行い、安全・安心な地域社会の形成につなげましょう。	共同募金事業 子どもや高齢者等の孤立や孤独、生活困窮等の生活課題を改善するため、「自分の町を良くする仕組み」として、募金活動を実施し、「だれかを支える人」のあたたかい気持ちを地域福祉活動に有効活用することで、「支えあいの意識」の醸成に取り組めます。
	②地域福祉に関する広報・啓発活動、教育・学習への協力	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員経験者 日頃から、地域住民の身近な存在として近所付き合いを密にし、気軽に話し合える関係をつくり、地域福祉に関する情報提供や関係機関や社会福祉協議会の紹介等、地域住民への支援に努めましょう。 小中学生・高校生・大学生・教育行政機関 福祉体験学習、災害ボランティア活動、環境美化活動等に積極的に取り組み、自分が社会で他の人達の役に立つ存在であることを実感し、その魅力や充実した活動であることを家庭や仲間へ伝え広げましょう。	ボランティアセンター 地域社会の中で、「福祉に関すること」に興味や関心を持たれた住民に、各種情報・出前講座・座談会・体験等、様々な手法を用い提供します。

(3) 地域福祉関係者及び活動団体との連携づくり		
①地域福祉関連情報の共有	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員経験者 町広報・社協広報・回覧板・各種ホームページ等を有効活用し、町や地域の福祉関連情報を把握するとともに、地域住民に提供し、地域全体で共有するようにしましょう。	役員・評議員 各種会議や研修会等で地域福祉に関する情報を把握し共有することにより、地域住民が困った時に必要かつ適切な情報を提供し、関係機関等とのパイプ役として活躍していきます。
		社会福祉法人・社会福祉施設連絡会 町内における社会福祉法人・社会福祉施設が、連携体制を構築し、地域福祉の充実発展に向け、町内の福祉課題や関連情報の共有をはかります。
②地域住民や地域福祉活動団体とのネットワークの構築と活動支援	各区・町内会・自主防災組織 各地区ボランティア・ボランティアグループ 住民同士や地域内の各組織がつながりや交流を持てる地域環境をつくり、地域住民の協同・共助・相互扶助の考え方に基づいた活動を展開しましょう。	共同募金事業 地域福祉の課題を解決するため、「じぶんの町を良くするしくみ」の共同募金の財源を活用し、地域住民や地域福祉活動団体の活動支援を進めていきます。
		長寿会連合会・ボランティア連絡協議会 地域内の各組織が交流・連携し、協同による地域福祉活動を展開し、互いに支え合える地域づくりを進めていきます。
		社会福祉法人・社会福祉施設連絡会 町内における社会福祉法人・社会福祉施設の種別を超えた連携体制を構築し、災害時の相互応援や協働による公益的な取り組みの推進、町内の福祉課題解決に向けた取り組み等を実施します。

基本目標	3 町民の安全で安心した暮らしのためのまちをつくる		
活動目標	(1) 福祉サービスの適切な情報の提供		
①福祉サービス関連情報の発信と福祉サービスの利用につながる適切な対応	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員経験者 日頃から、地域住民の身近な存在として近所付き合いを密にし、気軽に話し合える関係をつくり、町広報・社協広報・回覧板・各種ホームページ・役職在任中に得た町内の地域福祉の活動状況や事例、社会福祉に関するニュースや情報等の把握、関係機関や社会福祉協議会の紹介等、地域全体に情報発信し地域住民への支援に努めます。	社協広報・ホームページ 地域福祉に関する活動の状況、社会福祉に関する情報等を広報に掲載し周知することで、町民の福祉への関心や理解が深められ、必要な時に必要な福祉サービスが利用できるように取り組んでいきます。	
		居宅介護支援事業・相談支援事業 要介護状態にある高齢者、障害者や障害児の保護者等へ福祉サービス関連情報の提供と様々な相談に応じ必要かつ適切な助言を行い、福祉サービスにつながるよう援助します。	
		生活困窮者自立支援事業・群馬県ふくし総合相談支援事業 失業や健康がすぐれない場合等による生活のしづらさ、経済的な生活困窮等を課題とされている世帯等に、総合相談・生活支援に関する情報提供し、福祉サービスの利用につなげ、生活の安定化をはかります。	
②専門機関との連携による専門性の高い情報の提供	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員経験者 福祉サービスに関する情報をもとに、地域住民の福祉ニーズに応じた適切な専門機関・行政・社会福祉協議会・関係機関等と連携をはかり、必要な情報を提供しましょう。	心配ごと相談 家族関係や財産問題、生活苦に関する問題等、地域住民の抱える複雑多様な課題に対応するため、専門機関の紹介や専門性の高い情報を提供し、解決につなげます。	
		居宅介護支援事業・相談支援事業 高齢者、障害者や障害児の保護者等へ必要かつ適切な情報を提供するため、課題に関係する機関と連携し、専門性の高い情報を提供します。	
		障害者虐待防止センター 障害者の虐待にかかわる通報や届け出、相談・指導及び助言、行政や関係機関との連携をはかり、情報提供や適切な対応等の支援を行います。	
		地域生活支援拠点事業 障害児者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた居住支援等、障害児者の生活を地域全体で支えるため、専門関係機関と連携し、相談や情報提供等の支援を行います。	

(2) 町民の人権が尊重される体制づくりを強化する		
①身近で適切な相談 支援体制の充実	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員 経験者 地域住民の身近な存在として近所付き合いを密にし、様々な課題を抱える相談者が気軽に相談できる関係をつくりましょう。	心配ごと相談事業 様々な課題を抱える地域住民に解決に結びつく情報提供や適切な助言を行い、身近で安心感を得られる相談支援体制を充実させます。
		生活困窮者自立支援事業・群馬県ふくし総合相談支援事業 生活困窮等の課題を抱える世帯等が、身近に相談できるよう、安心感を得られる対応や相談支援体制の構築をはかります。
		居宅介護支援事業・相談支援事業 高齢者、障害者や障害児の保護者等が常に気軽に相談することができ、「身近に感じられる存在の相談機関」として運営を行います。
②相談機能の専門性の強化・関係機関との連携強化	区長・民生委員児童委員・福祉関係役職員 経験者 専門機関・行政・社会福祉協議会・関係機関等との連携や各種機関を照会できるようにしましょう。	心配ごと相談事業 地域住民の抱える課題は、近年複雑多様化する傾向にあるため、専門性の高い情報の提供、専門機関との連携・共同の強化をはかり、課題の解決につなげます。
		生活困窮者自立支援事業・群馬県ふくし総合相談支援事業 要因が複雑化している生活困窮世帯等に、その要因の特殊性を考慮し、専門的な総合相談や情報提供に取り組むとともに専門機関と連携をはかり、相談機能の向上につなげます。
		居宅介護支援事業・相談支援事業 高齢者、障害者や障害児の保護者等が抱える課題に、必要かつ適切な専門性の高い情報の提供や課題に関連する関係機関と連携を強化し、課題解決の支援につなげます。

(3) 町民の安全・安心の暮らしを実現する		
①防災・防犯に対する意識を高める	各区・町内会・自主防災組織 各地区ボランティア・ボランティアグループ 多発する災害や事件事故・犯罪から地域住民の安全安心を確保するため、防災訓練や講習会等の活動に取り組んでいただき、地域住民の防災・防犯に対する意識を高めましょう。	社協広報・ホームページ 自然災害や事件事故等発生時の地域住民の対応や活動状況、関係機関の対応状況等の情報を提供し、各地域の防災・防犯に対する活動の意識向上に活用します。
		熱中症予防広報活動 広報車を活用し、熱中症に対する注意喚起を行い、近隣の住民が互いに声をかけあえる環境を構築し、共に助け合い、見守りができる意識を高めます。
②地域の防災体制・防犯環境の整備・強化	各区・町内会・自主防災組織 各地区ボランティア・ボランティアグループ 地域住民が自然災害や大規模火災等を想定した訓練や講習会の開催、あいさつ・声かけ運動やパトロール活動により、共に助け合い、地域の絆を深め、「自分たちの地域は、自分たちで守る」「犯罪の起きにくい社会づくり」につなげるため、防災・防犯に関する環境の整備・強化に取り組みましょう。	共同募金事業 共同募金の財源を活用し、防災・防犯に関する備品整備の支援、地域の防災・防犯に関する活動への支援を進めていきます。
		災害ボランティアセンター・災害救援活動 災害が発生した場合、災害規模・被災状況に応じ、被災者及び要配慮者等の避難・安否確認、生活支援、被災地の復興等の支援活動を行います。活動は、地域や近隣市町村の住民等のボランティア、災害時に活動する関係機関・団体・グループ等の協力を得ながら実施します。

		防犯パトロール・通学時の見守り・子ども安全協力の家 地域住民の絆を深め、「犯罪の起きにくい社会」をつくり、安全・安心な地域づくりにつながるよう積極的に活動しましょう。	避難移動支援活動事業 災害等が発生または発生するおそれがある場合、在宅する避難行動要支援者の安全確保をはかるため、社会福祉協議会の公用車を運行し、避難所等に搬送します。
			福祉避難所設置事業 災害時に特別な配慮を必要とする方々を対象に避難所を設置し、一時的に生活できる場を提供します。各種感染症対策を講じた運営方法、必要な備品・消耗品の整備、行政機関・消防・警察・関係機関等との連携強化をはかり、速やかに避難者を受け入れられるよう事業を推進します。
			要支援者探索活動事業 在宅の要支援者（高齢者・障害者等）の所在不明時に、安否確認・安全確保・事件事故から回避するため、地域関係者・警察・消防・行政機関等と連携し、探索活動を行います。また、地域住民に活動の協力を依頼し、共に助け合い、見守りできる地域をつくれます。

- 発行年月
- 編集・発行

令和7年3月
 社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会
 〒370-1132 群馬県佐波郡玉村町大字下新田602（まちなか交流館内）
 電 話 0270-65-8864 FAX 0270-65-9666
 MAIL tamamurashakyo@dan.wind.ne.jp

QRコードを読み取ると「玉村町地域福祉活動計画」がご覧になれます。
 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

